岩手県ひきこもり支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、岩手県ひきこもり支援センター(以下「支援センター」という。)を 設置し、地域の理解、相談支援体制及び関係機関の連携を強化し、岩手県のひき こもり対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

(運営)

第2 本事業は、ひきこもり対策推進事業実施要領(平成 21 年 5 月 8 日付厚生労働 省社会・援護局長通知)に基づいて実施する。

(実施主体)

第3 本事業の実施主体は、岩手県精神保健福祉センターとする。

(事業内容)

- 第4 支援センターにおいては、次の事業を行う。
 - (1) 啓発 ひきこもりに関する理解促進や地域の相談窓口等のひきこもり対策に必要な 情報の発信
 - (2) 相談支援 ひきこもり支援センター内における相談対応や地域での相談会、訪問事業等へ の支援
 - (3) 当事者居場所支援事業、家族教室開催支援 当事者居場所支援事業、家族教室等の企画助言及び運営協力
 - (4) 関係機関の連携強化 地域ケアネットワーク関係機関支援連絡会への助言指導
 - (5) 人材育成 保健所で実施する地域のひきこもり支援関係者研修会への企画助言や講師の 派遣

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。